

平成２７年度第１回 伊丹市参画協働推進委員会 会議録

開 催 日：平成２７年５月２７日（水）１８：３０～２０：３０

開催場所：伊丹市役所７階 ７０１会議室

出席委員：^{すぐた}直田会長、中山副会長、阿部委員、有田委員、酒匂委員、真野委員、
吉本委員

１．開 会

（事務局より）

- ・委員８名中７名出席。伊丹市参画協働推進委員会規則第３条第２項の規定に基づき、委員の過半数の出席をもって本委員会が成立。
- ・傍聴者なし。
- ・会議資料の確認。

（署名委員について）

- ・今回は、中山副会長と阿部委員。

（事務局より）

- ・資料１と資料２に沿って、平成２６年度に実施した伊丹市まちづくり基本条例の見直しに係る市民会議のまとめに基づく検討事項や、今後の検討スケジュールについて説明。

２．議 事

「伊丹市まちづくり基本条例」の見直しについて

（「行政評価について」「対話の場の設置について」「情報の共有について」）

質 疑

会 長： 資料１は今後の検討内容がまとめて掲載してあるし、市民会議のまとめには末尾に議事録も掲載してあるので、今後の検討に持ってきてほしい。

委員Ｂ： 昨年度、議会に関する改正を行った時、現行の第７条「市の責務」を「市長の責務」にしたのか。

事務局： 市の法制課との協議を行ったときに、これまでは議会も含めて「市」と

とらえていたが、議会の責務の条項を加えるにあたり、これまで「市の責務」としていたものを「市長の責務」と置き換え、最低限の規定整備を行った。

委員B： 資料1の(12)で市長の責務を規定した方がいいとなっているが、すでに規定したことになるのではないか。

事務局： 今回は最低限の規定整備として改正したものと考えていただき、市民会議のご意見を踏まえ、今後新たに追加すべき内容や見直すべき内容を検討していただきたい。

議 論

「行政評価について」

会 長： それでは、「行政評価について」議論していきたい。

市民会議からは「広く、分かりやすく」という文言を加えるなど、見直しを行ってほしいという意見をいただいている。

委員C： まちづくり基本条例を検討していったら、表現を全体的に直していくのか。直さないところは直さないのか。

事務局： 市民会議のご意見を受けて、この委員会で専門的な見地からも検討いただき、直すべきところは直すという風に考えている。

委員C： 法学の専門の先生もおられるので、その見地からもお伺いしたいのだが、こういったものは中学生でもわかる、まぎらわしい表現は避けるといったことを考えるべきではないかと思う。特に行政評価というのは一般の方には難しい言葉が多くなる。「政策」と「施策」と「事業」の違いなどは法律や行政に携わっている人でないと分かりづらい。誰にでも理解しやすい言葉に置き換えられればいいと思う。

事務局： 条例は分かりやすく、誰が読んでも同じように見解が導きだせるものではないといけないと思うので、そうでないのであれば改正が必要になってくるかと考えている。行政評価については、市民会議の皆様に評価報告書を見ていただいたところ、いいものを作っても市民に伝わっていないという意見をいただいた。そういった中で、このような意見をいただいたので反映できればと思う。

条例の用語についてはおっしゃる通りだが、逐条解説などを作ることでより条例をわかりやすくできるような取り組みもできるのではないかと考えている。

委員C： 行政評価の実施といった項目について、どこまで条例に書き込むべきなのかを始めに教えていただければと思う。私も行政評価報告書を見せていただいたが、行政は事業の実施に対する直接的な結果を中心に評価しているが、それによって地域や社会がどう変わったかというところには、なか

なか踏み込めていない。確かに難しいことだが、そこまで評価しなさいとか、評価を誰がするのかといったことも条例に書き込むべきことなのか。

委員B： 評価の視点や指針が伊丹市の場合どうなっているのかを見ていないので、不確かな言い方になるかもしれないが、指標をどう作るかということには色々な考え方がある。図書館でいうと、何人が利用したか、とか何冊貸出があったかといったことでも違ってくる。また、多く貸し出されたが漫画や音楽のCDの貸出が非常に多いということであれば公立図書館の指標として適切かという議論になる。それとも、本を読んだ市民の満足度はどうかなどと議論をするときりがない。本来は市民の満足度などが望ましいのかもしれないが、それだと主観的な指標となってしまう、数値目標に基づく評価が難しい。分かりやすいということは大事だが、それがいい評価となるかということ難しい。

会 長： 条例にどこまで書くかということ、先ほどの話にもあるように、指標の在り方については書き込むのが難しい。ただ、誰が評価し、評価した結果をどうするのかというのは書けるのではないか。

事務局： 現在は市が自己評価を行う形になっている。指標の設定については、踏み込んで行政評価を規定していくなら、別に行政評価条例のような形で規定することになるかと思うが、そういった議論については、行政評価の担当部局の検討にゆだねたい。基本的には行政評価を実施することと、市民に対して説明していくことが大事だと考えている。また、評価はひとつのツールであって、市民の満足度については、行政評価だけではなく市民意識調査や団体や市民への意見聴取などで得た評価も追加して、総合的に判断していくこととなると考える。今の行政評価の目的は、総合計画の進捗状況を確認するために利用しているということと、政策部局としては考えている。

会 長： 中学生にも分かりやすいような表現というご意見は、全体に関わる問題だが、他市でもできるだけわかりやすい表現にする、というのは当然の流れであろうと思う。伊丹市では前文がですます調で、本文は違うが、全体をですます調にするなどという事例も近年はみられる。用語については、あまりあいまいにしてしまうと、聞いても分からないということになるので、できるだけ意味の確定している用語を使った方がいいと思う。

委員D： 「広く分かりやすく」、という文言について、一般の主婦というのは家の中のことは分かっているけど、外の情報は、子供のかかわりなどがないと入ってこない。そうして情報が入ってこないのが当たり前の状態になっている。申し訳ないが、こういった情報は興味がない。なので、もっと分かりやすく、興味を惹くようなものならいいと思う。

会 長： 行政評価、という言い方もきわめて分かりにくいかもしれない。

委員 F： 先ほどから議論している「分かりやすく」ということですが、一つ一つ具体的に用語や文言を言い出すときりがなくなるので、「市民が分かりやすく」という文言をいければ、市は難しい言葉を使えなくなる。市民、中学生や、主婦等を含めて、「市民が分かりやすく」と全体をおさえるような文言がいいと思う。

委員 A： 行政評価に、「市民委員が入る」という内容は入れないのか。申し訳ないが、行政だけが行う評価が正しいのだろうかと思う。そういったところは、政策部局の検討に入るのか。

事務局： 行政評価については、市の事業がどのように進んでいるかを示すのが評価につながるという考えで実施している。昨年度まで外部評価という形で検討を重ねてきており、その検討内容の検証も政策部局で行った。行政評価は市民の方が興味のある分野について、どのように事業が行われているか知りたいと思った時に、参照できるものであるべきかと思う。また議会が市の事業をチェックする際に利用するために使われているが、今回外部評価委員会でチェックされた内容と、議会でチェックされた内容とほぼ重複していると判断できたことから、今のところ伊丹市では、自己完結型の行政評価となっている。

委員 A： 市民が評価そのものに関われないのであれば、市民の意見を吸い上げるためには、市民が手に取って、分かりやすい評価を発信していくことが非常に重要になってくる。

事務局： 行政評価については、現在、分かりやすくリニューアルされた形になり、市民がホームページからアンケートも出せるようになっているなど、体制も整えつつある。

会 長： 800ほどもある事務事業の評価を、市民にやってもらうとなれば膨大な作業量になる。他市の評価の手法も色々であるが、評価を細かくすると職員の業務も膨大になるので、本来の仕事に支障をきたすのではかえって困ったことになる。

委員 B： 行政評価報告書はホームページでも公開され、見ようと思えば見られるのか。市民に対し説明責任を果たすために行っているという考え方は大事だと思うが、行政評価がもともと行われるようになった背景には、これを事務事業の改善に役立て、仕事を効率的・効果的に変えるためのツールとして利用するという考え方があった。すなわち、行政が自己改革のツールとして評価を使っている側面も強いと思うのだが、今の、まちづくり基本条例の条文からはそういった側面が読み取れない。市民会議ではそういった意見は出ていないので、そのような内容を加えるべきかどうかはわからないが。

事務局： 現行の条例の第11条に「効率的かつ効果的に市政運営を行うために」

というところがそれにあたると思う。その部分をもう少し内容を加える必要があるというご意見かと思う。

委員Ｂ： 行政評価を何のためにするのかと考えた時、説明責任だけのように読めてしまう。評価しっぱなしということにならないように、「評価の活用」を考えるべきではないか。

委員Ｆ： 行政評価報告書をみると、評価の結果、「縮小」「廃止」がほとんど見られず、「取組維持」と「重点化」ばかりである。昨年度の評価との違いは分からないが、行政評価が本当に事業の改善に役立っているのか疑問である。行政評価の結果を、次の年度の事業に役立てたということが分かるようにしないといけない。「行政評価を次に活かす」との文言をいれればいいのではないか。

委員Ｃ： この条項を３項に分けてはどうか。まず、第１項で効率的かつ効果的に市政を運営するために施策及び事務事業の評価を行い改善に努めるといったことを書き、第２項で評価をどう行うかということを書くために、指標を設定することなどを書き、第３項で市民への説明責任を果たすためにその結果を公表し、市民が意見を述べる機会を設ける、といった形で整理してはどうか。

会 長： 一応全委員のご意見を伺った内容を整理すると、まず行政評価の目的として、評価を業務改善にどうつなげるかを明確にするのが第１点。説明責任を果たすために結果を分かりやすく市民に示すのが第２点。先ほどご意見にあった指標のあり方については、事業が８００以上もあり、評価のあり方も様々となると、なかなか条文に規定することは難しいのではないか。

委員Ｃ： 「指標の設定」の意味は、個々の事業の指標についていっているのではなく、本来の事業目標を達成できるような評価をするというようなことであれば書けるのではないか。

会 長： つまりアウトプット（仕事量。どのくらいの施策・事業を行ったか）ではなく、アウトカム（成果。どのくらいの成果があがったか）を指標にすべきだと。そこまで条例に書けるかどうかについても検討が必要だが、評価の方法を工夫すべき、となら書けるかもしれない。

委員Ａ： 職員が現場を見に行くことは、すなわちアウトカムを見に行くことなので、それが大切なのかと思う。

事務局： 本来の事業目的、具体的には総合計画に掲げる施策目標が達成されるように、それぞれの事業にどう取り組んでいるかを勘案して指標や目標を設定するよう職員がつとめるべきというご意見かと思うので、行政評価を所管している政策部局にも意見をお伝えしたいと思う。

委員Ｂ： 評価自体を評価し、評価手法をよりよいものにしていくことも何か規定できれば良いと思う。

会 長： いただいた意見を受けて一旦まとめたものを次回お示しして考えていきたい。

「対話の場の設置について」

委員 E： まちづくりの課題について、20代の人ほとんど知らないと思う。市の職員と若い人がもっとコミュニケーションを取れる場をもっと設置していただけたら、まちを活性化していけるよう、みんなが熟議していったよりよいまちづくりにつなげることができるのではないかなと思う。

委員 D： ある程度の年齢、無差別でもいいので、市職員と、なにかサークルのような形で、愚痴でも良いので、話す場があればと思う。自分でも、家族を送りだしてから、迎えるまでずっと一人で話相手は犬とテレビということが多い。勝手な意見かもしれないが、市で情報交換ができるような場をつくっていただければ、市のことにも興味がわいて、良いのではないかなと思う。

委員 C： 先ほどのご意見は、地域コミュニティのあり方のところなどで反映できるのでは。

会 長： 若者を集めて、語り場をつくるという取組もある。

委員 F： 対話の場を設置するのか、しないのかの基準をはっきりさせた方がいい。「設置できる」「技術的支援をできる」だと、しなくてもいい。「必要だと認めるとき」は「設置しないとイケない」。市民の申し出があれば、「技術支援をするべき」なのではないか。

会 長： 条文の形については、色々な意見があるかなと思うので議論していければと思う。

委員 A： 対話であって、議論ではないので、フラットな場であることを示してほしい。市民会議でも、「対話と陳情は違うので」という言葉があったが、市の方でも上から目線の言葉にならないように、フラットな対話であるべきといった表現がどこかに入ればいいのではないかな。

委員 B： 「できる」の用語について、市民の意見を聞く方法はアンケートやパブリックコメントや対話の場など色々あり、そのうちのどれを使うのかを考えた上で、手法の一つとして対話の場があるのであれば、「できる」という文言でいいのではないかなと思う。また、「市民からの申出があるとき」支援を「行わなければならない」とすると、一人だけの申出でも応じないといけないことになるので、実際には難しいのではないかなと思うので、その点でも「できる」という表現でいいのではないかな。市民会議の意見で「対話と陳情は違う」とあるように、ここでは「対話」の意味が重要であると思う。市民も行政も、対話を通じてそれぞれの考えが変わる可能性があることが大切である。つまり、行政は決定事項を説明するだけでは対話にな

らないし、市民も要望を伝えるだけでは対話にならない。条例に対話とは何かを書くべきか、逐条解説に書くべきかを考えなければならない。「熟議」は定義を書いているので、「対話」についても、「熟議」と同様に定義が必要かと思う。

会 長： 「対話」の定義が分かりにくいというご意見かと思う。また、「市民」とは何かを明確にする必要があるのではないか。

委員 C： 「対話の場の設置」の規定は、他市の事例ではあまり見かけないと思う。先ほど議論した行政評価の規定のところで、「市民が意見を述べる機会を設けるよう努めるものとする」という規定があるからこの対話の場というのがあるのかが1点。もう1点、第10条の市民意見表明制度との違いがあまり明確でないのではないかと思う。「まちづくりの課題」（第9条第1項）と「基本的な政策等を策定するとき」（第10条第1項）において、話す内容を「政策」と「課題」に分けて書く必要があるのか。あと、対話の主体として、市民と市ばかりの内容となっているが、議員がなぜ入っていないのか。議員の説明責任や市民の声を聴くことは必要だと思う。

全体的に自治の重要な事項を規定している中、この第9条・第10条は細かすぎる規定のように思える。自治基本条例はこういった細かい内容を規定するものであろうか。

委員 B： 抽象的な責務の規定から、具体化させる。現行の第8条以下の規定に関しては、もっと条文が多い自治体も少なくない。行政の進め方について、細かく具体的に規定するのか、自治基本条例には理念を規定するにとどめるのかはそれぞれ考え方があるのではないか。

事務局： 第10条はパブリックコメントについての規定である。このまちづくり基本条例の改正も対象となるが、市の基本的な施策の案を確定前に市民に公表して意見を募り、寄せられた意見について市が説明責任を果たすのがパブリックコメントである。対話の場については、こういった範囲だけではなく、色々な主体が想定されるので、そこが第9条と第10条との書き分けとなっている。第9条第2項については、まちづくりに関する市民同士の対話の場を設置する場合、市が技術的支援を行うことができる規定を設けているが、条例制定当初、市民同士の対話であればどういった場合でも市が技術的な支援を行えるということは当然考えられないことから、まちづくりの課題についてという広い概念ではあるが、一定の条件を設けている。基本的に、対話の場とパブリックコメントは別の制度と考えている。

委員 C： 技術的支援について、市民からの申し出の事例はあるのか。

事務局： 基本的にはそういった事例はない。条例制定当初は、対話の方法や人の集め方、周知方法が分からないという人を想定していた。ただ、市民まちづくりプラザやまちづくり推進課で、求めに対して相談に応じることがで

きる、という意味では大事な条文なのだと理解している。

会 長： 技術的支援というのは具体的にはどういったことを指すのか。場所の提供や、ファシリテーターを紹介することなども含むのか。

事務局： 場所を無償で提供しますは無理だが、市内の施設の紹介や、自治会と協力して回覧板をまわしたらどうか、などの助言を想定している。

会 長： あえて「技術的」をつけたのは、経費は出さないという意味になるか。

委員A： ファシリテーターの経費を市が負担するという意味かと思ったが。

事務局： これまでの議論で、外部のファシリテーターを派遣する必要性について議論したこともあるが、伊丹市におけるまちづくりの課題について対話する場合、まず一義的には市職員が出向くことが大事であるとする。

会 長： そういう場合は、必ずしもここに書かなくてもできるように思う。技術的支援という文言が少し上から目線な気がする。

委員C： 「熟議を行うために、市民からの申し出があれば対話の場を設置する」と書けばいいのではないか。

事務局： 設置するのは「市民」となる。制定時の議論で、対話の場の設置について、市民の権利とまではいえないし、市民の義務として書くものではないと考えた時に、市民が設置するものに、市が技術的支援を行うことができるということであれば、条例に規定できるのではないかという議論が当時あった。まず、市民同士が熟議を行うことが大切であるという考えがあり、何とか条例に規定できないかを検討した結果、今の形になった。

会 長： まちづくり基本条例に一貫して流れる「熟議」という考え方を、見える化するという意味では必要な規定だと思う。市民会議の意見では、「対話の場」という言葉があいまいでわかりづらいということである。特に第1項の部分については検討が必要だと思う。また、周知をどうするかということについても、市民主体で対話する場合は、市民に自分で周知してもらうことになるかと思う。あとサロンなどの設置も別の項で議論すべきかと。また、「対話の場の設置」は色々な意見を聞く回路の一つであるということも押さえておく必要があるかもしれない。

事務局： 資料として対話の形を4通り示しているが、第1項で①と②は読めるのではないかと考えている。③の場合、市民同士で話合った結果を市に意見として出してもらうケースが現行の条例に読めないのではないかと考えている。事務局としては、「市民と市、市民相互が対話することができる場を設置することができる」というような規定が必要なのではないかと考えている。

会 長： ②の場合でも、対話の結果を政策提言として市に出される可能性があるもので、市はそういった声を聴くというのをどこかで押さえておく必要はないか。

事務局： 第2条第4項の部分で示されるように、根底の考え方として熟議を基本とすることがあり、具現的な部分は第9条に書かれているという構成になっていると考えている。

委員B： 対話というのは、市への要望をまとめるためだけのものでなく、市民同士で話合って解決できることもあるのでそういった部分を含めて対話と考えられる。

会 長： 色々な世論があるということを、施策に活かしてもらうということで、検討していただければいいかと思う。対話の場の設置の規定は、特段改正するということではなく、「対話の場」の意味を明確化すること、語尾の「できる」については、すべてやるとなる現実的には難しいので、このままでいいかと思う。

委員B： マーケティングの手法で、企業が呼びかけて女子高生10人に集まってもらい、2時間くらい自由に話してもらった録音をつかって、新商品を開発することがある。市でも同じで、ただ対話の機会を用意することで、市民の意見を得られる。そういうことが書ければいいかと。

委員A： 私の運営するNPOでも月1回このような取り組みを行っている。毎回違う市民の方が来られて色々話している。そこに市の職員が参加する場合は、1個人として参加してもらうというルールである。参加した職員からは勉強になりました、と言われることが多い。聞くことが学びの場になる場合もある。私は対話の場とは、そういうイメージなのかと思っていた。

会 長： この条例を制定した時は、ラウンドテーブルなどがイメージにあったと思う。他市でも行政職員が来て、市民の意見を聞いたり、担当の事業をPRしたりしている。

「情報の共有について」

会 長： では、「情報の共有」について、ご意見をお願いしたい。情報があっても、受ける人が受け止める感度をあげなければだめだと市民会議から意見が出ている。

委員A： 情報を発信するのと、受信するのがあればおもしろいかと思っている。宝塚市だとFacebookで発信して、それを見た人とつながっていくこともある。そういう中で相互に積みあがっていく情報があればいいと思う。条例には書けないかもしれないが。

事務局： Facebookについては、伊丹市では、今は広報課で一元的にやっている。

委員B： 先ほどの行政評価と同様に、「分かりやすく」が鍵になってくるのではないか。分かりやすさとは、中学生が読んでも分かるというのもそうだし、情報へのアクセスのしやすさも大事だと思う。Facebookがアクセ

スしやすいという人もいるし、紙のチラシがいいという人もいる。

事務局： 今は、第8条で「市民にわかりやすく」とあるし、「迅速かつ容易に情報を得られるよう、多様な媒体の活用その他総合的な情報提供の体制整備」をするという部分が先ほどのご意見の内容がすでにあるのではないかと思います。

委員C： 広報紙の話など出たが、ある調査では自治体の広報紙をみている市民は約3割とのことだ。平均値なので、それより多い場合も少ない場合もあると思うが。配布手法によっては全員に届いていないこともある。「迅速かつ容易に」というのは、言葉で書くのは易しいが、実態は難しいと思う。特に外国人市民は情報が分からない。情報疎外者をどうやって無くすかを考えないといけない。

もうひとつ、「提供」と「公開」をどう使い分けているのか。ただ、流すというのが「公開」なのかと。「公表」という部分もあるが、もう少し整理したほうがいいと思う。また、「利用」という文言も、行政サイドだけがうまく使うという意味にとれてしまうが、市だけが利用するのではなく、市民が使えるようにするのが大事かと思う。個人情報保護の観点からPTAの情報も共有できないような時代において、情報を市民団体同士などで活用したい場合、具体的にどうするかという観点が必要だと思う。

委員A： ビッグデータやオープンデータの話にも通じるのかと思う。

事務局： 伊丹市の広報紙は業者に依頼して月2回、全戸配布している。他市と比べても、伊丹市では紙媒体の広報はまだニーズが高い。

会 長： 外国語対応はしているか。

事務局： ホームページはしている。広報紙は、申し訳ないが来庁していただいて、外国語対応職員に対応してもらっている。

会 長： 情報のアクセスは、見出しなどで知るのが大事。会議の公開について、公開していても会議があること自体を知らないのでは意味がない。

委員F： 多様な媒体を使う、分かりやすく情報を伝えるという程度でいいのではないか。色々な意見はあったが、発信は100%してほしいが、市民が100%を見るのは無理である。たとえば、市民会議で話題になったのだが、伊丹市で中学校給食導入を検討していることを私は知らなかったが、子どもさんがおられる人は皆知っているということであった。発信してもらえれば、必要な情報は取れると思う。出す方は100%届くようにして、受ける方は必要な人に行きわたればいいのではないか。

委員D： 広報紙など、家には届くのだが、入れ方が悪いのか、ちらしと一緒に捨ててしまう。娘に聞いてみても興味がないと言う。若い人にも興味を示せるような所が一箇所でもあれば、毎回そこを見たいから見るようになるかもしれない。

事務局： その努力をしているつもりではあるが、なかなかまだ足りない部分があるという意見かと思う。限られた紙面ではあるので、有効にどう使えるかということと、ほしい情報が取れる仕組みづくりなど、運用面での工夫が大切であると思う。

会 長： 若い人がほしい情報と、行政が伝えたい情報とは、本当は一致しているのかもしれないが、それがお互い分かっていないだけなのかもしれない。

委員 E： 年齢別に情報発信してもいいのではないかと思う。読者を考えて作っていくのも、色々な人に見てもらうには大事だと思う。小学生から大人まで読めるような内容に工夫していただければありがたい。

委員 C： 年齢別という考えは面白い発想だと思う。若者向けはネット媒体を主にして、高齢者向けには別に活字媒体でなど。市民参画で色々な層に入っていればいいと思う。

あと、先ほどの「迅速かつ容易に」の文言は、しばられてしまわないか。

会 長： この規定がなくても市はすると思うが。

私は第 8 条第 1 項の、「市民の知る権利」のところは少しまずいかなと思う。市政に関することとすると明確になるが、市民が知りたいと思う一般的な情報や、市民団体の中身についてなどとは、区別させた方がいいのではないか。

事務局： 第 8 条第 1 項の該当の部分には情報公開条例がぶらさがっており、第 4 項については個人情報保護条例がぶらさがっているという風に考えていただければいいかと思う。他市の条例にも例があるが、「情報公開条例に基づいて情報を公開する」といった形で規定し直す必要があれば、検討してもよいのではないかと思う。

会 長： 第 4 項に関連し、災害対策基本法が改正され、情報を本人の断りなく提供できることとなったが、そういった部分に触れなくてもよいのか。

事務局： 個人情報保護条例の特例として法律で規定されているので、規定としてはこの条項で読めるのではないかと法的には考えている。

4 年前のまちづくり基本条例の見直しの際にも、個人情報保護条例のために自治会の見守り活動ができないといった課題が議論された。こういった地域の要望を受けて国の法律が改正されるに至ったと考えている。また、他市でも条例を独自でつくり、個人情報に関する必要な措置を講じる例も出てきている。本当に必要であれば、個人情報保護条例を改正したり、個人情報保護審査会の答申を受けて運用することも可能であるが、基本的には運用の部分になってくるので、必要な対応をすることになると考えている。

会 長： 個人情報の取り扱いについては、マイナンバー制が導入されるなど、非常に根幹に関わっていくことになるので、必要な措置が担保される必要が

ある。

では、今回３項目議論したが、次回以降順次議論していく予定である。
本日いただいた意見を踏まえ、次回は案を出していきたい。

次回は、「広域連携」「総合計画」「審議会等への市民参画」について議論する予定である。

３．閉 会

今後の会議の日程調整。

（まちづくり基本条例について）

第２回参画協働推進委員会 ６月２２日（月）

第３回参画協働推進委員会 ７月１０日（金）

第４回参画協働推進委員会 ７月３０日（木） いずれも午後６時３０分より

（公募型協働事業提案制度について）

公開プレゼンテーション審査会 ７月１１日（土） 時間未定

以上の通り、平成２７年度第１回伊丹市参画協働推進委員会会議録として確認
します。

（以下、署名２名）